

07 財務省 構造改革特区第26次 再検討要請

管理コード	070010	プロジェクト名	醸造家創出プロジェクト	
要望事項 (事項名)	自家醸造特産リキュール製造の特 例	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1003010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>構造改革特別区域内において、リキュール(酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品(特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。)を製造するため製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を1キロリットルとする。</p>

求める措置の具体的内容	<p>【措置①】特産リキュール免許のみで、使用する原料としての酒類を自ら製造できるようにする。</p> <p>【措置②】特産品を醸造原料の一部とすることを認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第24次提案 管理コード 070040 の継続提案です。</p> <p>【前回提案の骨子】特産酒類の特区制度は、酒税法で認められている原料酒の製造を禁止している。また、特産品の使用方法も酒類製造の原料としては認めず酒類生成後に混和するのみとなっており十分な素材活用ができていない。その根拠は採算性であると財務省は主張しているが、混和設備と小規模醸造設備の投資差額は 50～100 万円程度で、原価も調達コスト &gt; 製造コストとなる。採算性は設備投資だけでなく、商品開発、市場変化、競合商品、技術力、原料調達、物流、そしてマーケティングなど多様な要素で決まる。採算性の明確な根拠と断言できない上、阻害している恐れもありうる。規制強化を取りやめることで、飲食店・酒販店・特産品生産農家・料理家・小売店などの参入が見込める。</p> <p>【財務省回答の要旨】コスト低減の観点から酒類の他者購入という制限をかけた。しかし、酒類製造の採算性は、製造する酒類の種類や製造方法、使用する原料や設備投資コスト、製造数量や販売価格など様々な要因によって左右されるものであり、どのような製造が低コストで製造可能であるかを特定することは困難である。</p>

【今回提案】外部調達というコスト低減が、商品（開発）力をも低減させている。市場ニーズに応えられなければ、低コストに意味はない。財務省がコントロールできる範疇ではなく、まして市場の邪魔をしている。原料酒製造の禁止を撤廃し、市場成長の機会を創出すべきである。但し、税金滞納不安への対処として、経営基礎要件の引き上げ（酒税相当額の5ヶ月分の担保）を併せて提案するものである。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>構造改革特区におけるリキュールに係る最低製造数量基準の特例は、他者から購入した酒類を原料としたリキュール製造の特例であるが、これは、他者から購入した酒類に梅等の地域の特産品を混和することで比較的簡易な製造設備でリキュールの製造が可能となり、製造コストの低減が図られることから認められている制度であり、リキュールに係る原料用の酒類を自ら製造するための更なる設備投資を行うことは本特例の趣旨に合致しないものと考えられる。</p>				

### ○再検討要請

再検討要請	<p>右の提案者からの、設備投資額を基準とすることにより採算性の確保が可能である、という意見を踏まえ、提案の可否及びその理由について再度検討し、具体的に回答されたい。</p>
提案主体からの意見	<p>本特例の趣旨は、「当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ること」であり他者から原料酒類を購入することではない。混和製造は採算性への配慮であるが、財務省は自家醸造における可能性をすでに認めている（第24次提案）。あとは製造方法の特定が残課題であった。提出済みの製造方法で存在確認は可能であり、近年ではさらに小型自動化も進んでいる。採算性を問うなら製法ではなく設備投資額を基準とすべきで審査実行面でも負担軽減となる。議論を逆行した回答は許容できない。提案趣旨に沿った真摯な対応を求める。</p>

## 07 財務省 構造改革特区第26次 再検討要請

管理コード	070020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	寄附控除に関する確定申告における電子領収書の導入	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1015010	
提案主体名	NPO 法人の未来をつくる勉強会			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税法第 120 条第3項第1号</li> <li>・所得税法施行令第 262 条第1項第7号</li> <li>・所得税法施行規則第 47 条の2第3項</li> <li>・租税特別措置法第 41 条の 18 第3項、第 41 条の 18 の2第3項、第 41 条の 18 の3第2項</li> <li>・租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の2、第 19 条の 10 の3、第 19 条の 10 の4第 10 項</li> </ul>
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金控除(所得控除)の適用を受ける場合には、①寄附金の明細書、②寄附金を受領した旨、寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。</li> <li>・寄附金控除(税額控除)の適用を受ける場合には、①寄附金の明細書、②寄附金を受領した旨、寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類を確定申告書に添付しなければならない。</li> </ul>

求める措置の具体的内容	電子領収書を寄附控除における確定申告時の添付書類として認めていただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の寄附税制は充実しており、公益法人や特定非営利活動法人などにおいて寄附控除が認められる団体となるための認定要件も緩和されるなど、インフラ面では寄附大国である英国、米国と遜色なくなっている。</li> <li>・政府が掲げる「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針)にある通り、「共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく」ためには、より便利に寄附が行えるようにインターネットやモバイルツールを活用した寄附の機会を増やしていくことが必要不可欠である。</li> <li>・しかし、所得税法では電子領収書に関する明示規定がないため、寄附控除を受けるための確定申告においては「寄附した団体等から交付を受けた領収書原本」のみ受付となっており、電子領収書(パソコンなどの画面に表示された領収書データを出力したもの)が認められていない。(運用上、電子領収書は複写扱いのため受け付けられていない。)</li> <li>・地方自治体、大学、スポーツ競技団体、公益財団・社団法人、認定 NPO 法人などの非営利団体では、領収書作成作業、封入作業、発送作業などの人件費、および郵送実費など領収書</li> </ul>

発行に伴うコスト負担を懸念し、寄附を呼びかけることに対して躊躇する場合も多い。

・電子領収書を確定申告時の添付書類として認めていただくことにより、寄附した団体の事務コストの削減、および寄附者の利便性向上が同時にはかれることにより寄附が増え、NPO等の財政基盤が充実し、地域の課題解決や地域経済の活性化につながる。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>寄附金控除は納税者の税負担を減少させるものであり、控除の適用の裏付けとなる添付書類(領収証)については、領収証の改ざんや重複使用による不正適用を防止する観点から、真正性が確保されている原本であることが必要。</p> <p>したがって、検討要請にあるような複写された領収証を添付書類として認めることはできない。</p>			

### ○再検討要請

再検討要請
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>
提案主体からの意見
<p>企業における領収書精算においてはすでに電子領収書は認められている。</p> <p>経費精算については、精算者においては立替経費の還付を受けられるものであり、また、企業においては法人税課税対象所得を減少させるものであるため、寄付金控除手続きと同等程度の運用が求められるべきであるが、すでに電子領収書が認められておる上、私文書偽造、公文書偽造の取り締まりをはじめ、万一の不正行為に対する対抗措置も様々に講じられているため、ご指摘頂いているご懸念には及ばないのではないかと考える。</p>

07 財務省 構造改革特区第26次 再検討要請

管理コード	070030	プロジェクト名	自然産業を活かした地域活性化プロジェクト	
要望事項 (事項名)	特産酒類の製造事業への濁酒の追加	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1016050	
提案主体名	北但西部森林組合			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>構造改革特別区域内において、果実酒(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実(当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)以外の果実を原料としたものを除く。)又はリキュール(酒類及び当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品(特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。)を製造するため製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を果実酒にあつては2キロリットルと、リキュールにあつては1キロリットルとする。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域の特産物(米)を原料としたその他の醸造酒(濁酒)を製造しようとする者がその他の醸造酒(濁酒)の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準(年間6kl)を1klに緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当地域は中山間地域で人口の減少や高齢化が進む中で、農林水産物価格の低下等から農林水産業が低迷しているとともに、人口減少等から商工業の活力が失われつつある。当地域は小規模ではあるが棚田を活かした良食味米の生産地であり、棚田米等として販売するとともに、民宿等を経営する農業者が濁酒を製造販売する農業の6次産業化に取り組み成果を上げている。地域全体が活力を取戻していくためには、地域固有の資源である自然や、地域の特産物を活用した産業振興が必要であり、棚田米等を使用し濁酒を生産し成果を上げている農業者の取り組みを、飲食・宿泊業者や食品製造業者等の商工業者等に広げ、但馬杜氏の伝統と技術力を生かした濁酒の生産を行うことで、農業振興と農商工業の活性化を図ろうとするものである。また、コメの消費拡大につながり棚田等の農地を保全することができる。な</p>

お、規制を緩和した場合に考えられる酒税滞納者発生や税務当局による実態の把握が困難に伴う密造の横行などの弊害については、免許対象者を、所得税の青色申告実施者として酒税の滞納の防止が可能と考えられる。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。</p> <p>なお、所得税の青色申告制度と酒税の滞納発生等の防止とは関連性はないと考えている。</p>				

### ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 07 財務省 構造改革特区第26次 再検討要請

管理コード	070040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	規制緩和等によるクルーズツーリズムの推進	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030041	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6～10条
制度の現状	輸出物品販売場の制度は、輸出物品販売場を経営する課税事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、輸出するため所定の方法により購入される特定の物品の譲渡を行った場合に、その譲渡に対する消費税が免除される。

求める措置の具体的内容	一定区域内の商店街や、ショッピングセンターにおける一括した免税手続きを可能にするなど、手続きを簡素化すること。
具体的事業の実施内容・提案理由	兵庫県は、瀬戸内海、日本海に面し、風光明媚な風景、文化等を有した県であり、クルーズツアーの実施に適した条件を有していることから、クルーズツーリズムを推進し、地域経済の活性化を図る。 提案理由： ・外国人観光客にとって、商店街やショッピングセンター等において一括して免税手続き（書類の作成、還付等）が可能になることで事務及び時間の負担が軽減され、購買意欲の向上が見込まれる。また、各店舗での免税手続きの作業負担も軽減されるため、地方における免税店許可取得の拡大が期待される。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
税制に関する提案・要望は、規制改革の対象ではありません。 税制については、税制改正プロセスにおいて議論されることとなります。				

### ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

